

愛知県立芸術大学 音楽学部（器楽専攻弦楽器コース）専任教員 公募要項

1. 職 名 音楽学部器楽専攻（弦楽器コース・ヴァイオリン）准教授 又は 講師
2. 募集人数 1名
3. 担当科目 学部：弦楽器奏法の研究（専攻実技／ヴァイオリン）、室内楽、オーケストラ 他  
大学院（博士前期課程）：音楽総合研究（弦楽器領域）、特殊研究、室内楽 他
4. 応募資格 (1) 博士の学位、またはこれと同等以上の研究業績を有する者  
(2) 本学の運営に積極的に関わる意志のある者  
(3) 博士後期課程の授業・運営に携わる意志のある者  
(4) 原則として、着任後は愛知県または近県に居住し、通勤可能な者  
(5) オーケストラでの演奏経験が豊富であることが望ましい
5. 採用予定日 令和9年4月1日（木）
6. 応募期限 令和8年7月2日（木）必着
7. 提出書類 (1) 履歴書（市販の用紙・写真貼付。E-mail アドレス等、確実に連絡が取れる方法を明記してください）  
(2) 自己推薦書（A4用紙／文末に自筆で署名してください）  
(3) 研究業績一覧（演奏業績、教育業績、その他音楽歴や社会的活動歴等を含む詳細なもの）  
(4) (3)に関する資料  
①主な演奏会のプログラム（5点以上、コピー可）  
②演奏記録等（音楽CDプレイヤーで再生可能なCD、又はDVD。過去2年以内の録音を含み、演奏日時と場所を明記してください。複数の時代の作品を含むことが望ましい。計3点まで、コピー可）  
③著書、論文等（コピー可）  
(5) 第二次審査での演奏予定曲目（20分程度）  
(6) 第一次審査結果通知用封筒（返送先を明記し110円分の切手を貼付した長3封筒）  
(7) セクハラ・性暴力、アカハラ、パワハラ等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書  
※（7）については、本学ウェブサイトに掲載の指定様式を使用すること。
8. 選考方法 第一次審査：書類選考  
第二次審査：面接、演奏及び模擬レッスン（ご自身の演奏で必要な場合は伴奏者を同伴してください。）  
第一次審査の選考結果については、令和8年8月末日までに審査結果通知用封筒にてご連絡致します。  
第二次審査は令和8年9月中を予定しております。  
なお、第二次審査に要する交通費等は、応募者の負担とさせていただきます。
9. 書類提出先 〒480-1194 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 愛知県立芸術大学 芸大総務課  
※封筒の表に「音楽学部教員（器楽専攻弦楽器コース）応募書類在中」と朱書きの上、配達記録が残る方法で送付してください。  
※応募書類等は後日返却しますので、返信先を明記し必要額の切手を貼付した返信用封筒、あるいは返信先を明記した宅配便の着払いの送り状等を同封してください。

10. 労働条件・待遇
- (1) 雇用形態： 正規教員（任期なし、定年 65 歳）  
試用期間 6 か月間（労働条件は本採用と同様）
  - (2) 就業場所： 愛知県立芸術大学（愛知県長久手市岩作三ヶ峯 1-114）
  - (3) 勤務時間： 専門業務型裁量労働制  
（みなし勤務時間：1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分）
  - (4) 休日： 土日、祝日、年末年始（入試業務等により休日勤務を命ずることがある）
  - (5) 概算年収： [准教授] 500 万円～800 万円 [講師] 400 万円～700 万円
    - ・概算年収は本給、地域手当、期末勤勉手当からなる。この他に、本給の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当等を所定の基準に従い支給。
    - ・初任給は、採用前の経歴や職務に応じて算定。
  - (6) 各種制度： 次の制度があります。
    - ・通勤手当（所定の基準による。支給上限あり）
    - ・昇給（教授及び 55 歳を超える教員の昇給は、勤務成績が特に良好な場合に限り）
    - ・期末勤勉手当
    - ・退職金
  - (7) 加入保険： 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険
11. そ の 他
- (1) この公募および指定の様式は、次のウェブサイトに掲載しています。  
愛知県立芸術大学ウェブサイト <https://www.aichi-fam-u.ac.jp/news/recruitment/>  
愛知県公立大学法人ウェブサイト <https://www.puc.aichi-pu.ac.jp/saiyou.html>
  - (2) 本公募は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）第 8 条の規定に基づき実施しております。
  - (3) 本学では、学術の教育・研究の場である大学にふさわしい環境づくりを目指しています。文部科学省通知の趣旨を鑑み、学生や教職員等に対するセクハラ・性暴力や、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等を原因とした懲戒処分等について、上記の提出書類（7）に掲げる申告書によりご申告をお願いします。（同申告において「有」の場合は、その原因となった具体的な事由に関する別紙を含む。）なお、採用内定又は採用後に、この点についての申告内容に虚偽記載が発覚した場合は、内定取り消しや懲戒解雇となり得ます。
  - (4) 業務及び勤務場所に関する変更の範囲は下記の通り  
業務：法人の定める法人教員としての業務  
勤務場所：法人の定める場所
12. 問い合わせ先 愛知県立芸術大学 芸大総務課  
《電話》0561-76-2492 《Eメール》 [geidaisomu@mail.aichi-fam-u.ac.jp](mailto:geidaisomu@mail.aichi-fam-u.ac.jp)